

令和6年度

経済変動対策資金のご案内

(令和7年1月1日現在)

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

経済変動対策資金は、経営の安定に支障をきたしている市内中小企業者の方の経営を支援するための融資制度です。

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等(名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。)で、セーフティネット各号※の認定を受けている方です。

※セーフティネット各号の認定基準は、中小企業庁ウェブサイト(下記アドレス)にて確認できます。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

2 融資条件

融資限度額	セーフティネット1号～6号の場合 1億円 セーフティネット7号、8号の場合 8,000万円
資金使途	設備資金・運転資金
融資期間 (据置期間)	セーフティネット1号～4号、6号の場合 3年以内(原則12か月以内) 年1.1% 5年以内(原則12か月以内) 年1.2% 7年以内(原則12か月以内) 年1.3% 10年以内(原則12か月以内) 年1.4%
融資利率	セーフティネット5号、7号、8号の場合 3年以内(原則12か月以内) 年1.2% 5年以内(原則12か月以内) 年1.3% 7年以内(原則12か月以内) 年1.4% 10年以内(原則12か月以内) 年1.5%
保証料率	セーフティネット1号～4号、6号の場合 年0.79% セーフティネット5号、7号、8号の場合 年0.67%
担保及び 連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定

3 融資の取扱期間

令和6年4月1日(月)から翌年3月31日(月)まで

4 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関（愛知県内店舗）、名古屋市信用保証協会または名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課にお申込みください。

※セーフティネット5号、7号、8号を利用する場合は、取扱金融機関（県内店舗）に限ります。

銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 個人情報の取扱に関する同意書
 - 印鑑証明書
 - 確定申告書(写し) 2期分・決算書(写し) 2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
 - セーフティネット各号の認定書
- ※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

} 名古屋市信用保証協会所定様式

6 その他

- セーフティネット5号、7号、8号を利用する場合は、責任共有制度※の対象となります。

※責任共有制度とは、適切な責任共有を図るため、全国の保証協会に導入された制度です。保証付融資は一部を除いて、従前の原則 100%保証から 80%保証となりました。

- 保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- 融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

7 お問い合わせ先

(1) 融資制度全般に関すること

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)
電話 052(735)2100

(2) 保証制度等に関すること

名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052(212)3011